○警察署用公安委員会公印の使用に関する内規

昭和３５年１１月２２日
公安委員会内規第２号

（目的）

第１条　この内規は、警察署長及び幹部交番所長（山口県柳井警察署周防大島幹部交番所長及び山口県山陽小野田警察署厚狭幹部交番所長に限る。以下同じ。）が保管する山口県公安委員会公印の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

（警察署用公安委員会公印）

第２条　警察署長が保管する山口県公安委員会公印は、山口県公安委員会の文書例式等に関する規程（昭和３２年山口県公安委員会規程第１号）の別表に掲げる警察署の生活安全及び交通関係許可、認可、講習課程修了証明等専用の公印、自動車運転免許等の事務専用の公印及び生活安全関係許可証等の書換え又は訂正、銃砲等又は刀剣類の確認等の事務専用の公印の３種である。

２　幹部交番所長が保管する山口県公安委員会の公印は、山口県公安委員会の文書例式等に関する規程の別表に掲げる自動車運転免許等の事務専用の公印である。

（警察署の生活安全及び交通関係許可、認可等専用の公印の使用範囲）

第３条　警察署長が保管する警察署の生活安全及び交通関係許可、認可等専用の公印は、別表に掲げる事項について使用するものとする。

（自動車運転免許等の事務専用の公印の使用範囲）

第４条　警察署長及び幹部交番所長が保管する自動車運転免許等の事務専用の公印は、次に掲げる事項について使用するものとする。

(1)　道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 93 条第２項の規定による運転免許の条件の運転免許証への記載

(2)　道路交通法第 94 条第１項の規定による運転免許証の変更事項の記載

(3)　道路交通法施行規則(昭和 35 年総理府令第 60 号)第 30 条の 12 第１項の規定による運転経歴証明書の変更事項の記載

(4)　その他運転免許証又は運転経歴証明書の備考欄への必要な事項の記載

（生活安全関係許可証等の書換え又は訂正、銃砲等又は刀剣類の確認等の事務専用の公印の使用範囲）

第５条　警察署長が保管する生活安全関係許可証等の書換え又は訂正、銃砲等又は刀剣類の確認等の事務専用の公印は、次に掲げる事項について使用するものとする。

(1)　生活安全関係の許可証、承認書、届済証、指示書及び証明書の書換え又は記載事項の訂正

(2)　銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第６号)第４条の４第１項に規定する鉄砲等又は刀剣類の確認

（その他）

第６条　この内規に定めるもののほか、警察署用公安委員会公印の使用について必要

な事項は、警察本部長が定める。

付　則

この内規は、昭和３５年１２月１日から施行する。

付　則　（昭和３５年１２月１６日公安委員会内規第４号）

この内規は、昭和３５年１２月２０日から施行する。

付　則　（昭和３６年１月２３日公安委員会内規第２号）

この内規は、昭和３６年２月１日から施行する。

付　則　（昭和３６年１１月１０日公安委員会内規第５号抄）

（施行期日）

１　この内規は、昭和３６年１１月１５日から施行する。

付　則　（昭和３７年１１月３０日公安委員会内規第４号）

この内規は、公布の日から施行し、昭和３７年１０月１日から適用する。

附　則　（昭和３８年２月１日公安委員会内規第２号）

この内規は、昭和３８年２月１日から施行し、同年１月１日から適用する。

附　則　（昭和３８年７月１日公安委員会内規第４号）

この内規は、昭和３８年７月１日から施行する。

附　則　（昭和４１年１１月１日公安委員会内規第２号山口県公安委員会の許可等の事務に関する内規の一部を改正する内規附則２項による改正附則抄）

（施行期日）

１　この内規は、昭和４２年１月１日から施行する。

附　則　（昭和４２年４月５日公安委員会内規第４号）

この内規は、昭和４２年５月１日から施行する。

附　則　（昭和４７年１１月１日公安委員会内規第６号）

この内規は、昭和４７年１１月１日から施行する。

附　則　（平成元年９月１日公安委員会規程第１号山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程附則４項による改正附則抄）

（施行期日）

１　この規程は、平成元年９月１日から施行する。

附　則　（平成６年１２月２２日公安委員会内規第８号）

この内規は、平成７年１月１日から施行する。

附　則　（平成７年１０月１６日公安委員会内規第３号）

この内規は、平成７年１０月１８日から施行する。

附　則　（平成１０年６月１６日公安委員会内規第４号）

この内規は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則　（平成１０年１２月１日公安委員会内規第７号）

この内規は、平成１０年１２月１日から施行する。

附　則　（平成１１年３月２４日公安委員会内規第２号）

この内規は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則　（平成１２年７月７日公安委員会内規第２号）
この内規は、平成１２年７月７日から施行する。
附　則　（平成１４年３月２６日公安委員会内規第１号）
この内規は、平成１４年４月１日から施行する。
附　則　（平成１４年７月１０日公安委員会内規第９号）
この内規は、平成１４年７月１０日から施行する。
附　則　（平成１５年４月９日公安委員会内規第３号）
この内規は、平成１５年４月２１日から施行する。
附　則　（平成１７年３月２９日公安委員会内規第５号）
この内規は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則　（平成１８年３月２２日公安委員会内規第８号）
この内規は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則　（平成１８年４月１９日公安委員会内規第９号）
この内規は、平成１８年５月１日から施行する。
附　則　（平成１８年７月２７日公安委員会内規第１３号）
この内規は、平成１８年７月２７日から施行する。
附　則　（平成１９年３月２３日公安委員会内規第１号）
この内規は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則　（平成１９年５月２３日公安委員会内規第２号）
この内規は、平成１９年６月１日から施行する。
附　則　（平成２０年３月２８日公安委員会内規第３号）
この内規は、平成２０年４月１日から施行する。
附　則　（平成２１年３月１８日公安委員会内規第１号）
この内規は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則　（平成２１年５月２９日公安委員会内規第５号）
この内規は、平成２１年６月１日から施行する。
附　則　（平成２１年１２月４日公安委員会内規第１１号）
この内規は、平成２１年１２月４日から施行する。
附　則　（平成２４年３月２９日公安委員会内規第２号）
この内規は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則　（平成２４年６月２５日公安委員会内規第４号）
この内規は、平成２４年７月１日から施行する。
附　則　（平成２６年３月２５日公安委員会内規第１号）
この内規は、平成２６年４月１日から施行する。
附　則　（平成２８年６月１０日公安委員会内規第１０号）
この内規は、平成２８年６月２３日から施行する。
附　則　（令和２年３月３１日公安委員会内規第１号）
この内規は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月１１日公安委員会内規第１号銃砲刀剣類所持等取締法等の一部改正に伴う関係内規の整理等に関する内規による改正附則）

この内規は、令和４年３月１５日から施行する。

附　則　（令和５年８月２４日公安委員会内規第７号）

この内規は、令和５年９月１日から施行する。

附　則　（令和６年８月３０日公安委員会内規第５号銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令及び技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係内規の整理等に関する内規による改正附則）

この内規は、令和６年９月１日から施行する。

附　則　（令和７年３月１１日公安委員会内規第３号）

この内規は、令和７年４月１日から施行する。

附　則　（令和７年４月２５日公安委員会内規第４号）

この内規は、令和７年５月７日から施行する。

附　則　（令和８年３月２３日公安委員会内規第３号）

この内規は、令和８年４月１日から施行する。

附　則　（令和８年５月２０日公安委員会内規第４号）

この内規は、令和８年５月２１日から施行する。

別表

1　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第３条第１項　風俗営業の許可

第３条第２項（第31条の23において準用する場合を含む。）　許可条件の付与及び変更

第４条第３項（第31条の23において準用する場合を含む。）　風俗営業（特定遊興飲食店営業）の特例許可

第５条第４項（第31条の23において準用する場合を含む。）　許可証の再交付

第７条第１項（第31条の23において準用する場合を含む。）　相続の承認

第７条の２第１項（第31条の23において準用する場合を含む。）　合併の承認

第７条の３第１項（第31条の23において準用する場合を含む。）　分割の承認

第９条第１項（第20条第10項、第31条の23において準用する場合を含む。）　風俗営業（特定遊興飲食店営業）の営業所の構造又は設備の変更（遊技機の増設、交替その他の変更）の承認

第10条の２第１項（第31条の23において準用する場合を含む。）　特例風俗営業者（特例特定遊興飲食店営業者）の認定

第10条の２第５項（第31条の23において準用する場合を含む。）　認定証の再交付

第25条　風俗営業者に対する指示

第27条第４項（第31条の12第２項において準用する場合を含む。）　店舗型性風俗特殊営業（店舗型電話異性紹介営業）の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付

第29条　店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示

第31条の２第４項（第31条の７第２項、第31条の17第２項において準用する場合を含む。）　無店舗型性風俗特殊営業（映像送信型性風俗特殊営業、無店舗型電話異性紹介営業）の届出書又は変更の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付

第31条の４第１項　無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示

第31条の９第１項　映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する指示

第31条の14　店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示

第31条の19第１項　無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する指示

第31条の22　特定遊興飲食店営業の許可

第31条の24　特定遊興飲食店営業者に対する指示

第34条第１項　飲食店営業者に対する指示

第35条の４第１項　接客業務受託営業を営む者に対する指示

第37条第１項　報告及び資料の徴収

第38条の２第２項　少年指導委員に対する指示

2　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公

安委員会規則第１号）
第 10 条第３項（第 78 条第２項において準用する場合を含む。）、第 20 条第４項、第 88 条第４項　風俗営業管理者証（特定遊興飲食店営業管理者証）の交付
第 40 条第１項（第 97 条第３項において準用する場合を含む。）　管理者講習の通知
第 44 条第２項（第 55 条第２項、第 66 条第２項において準用する場合を含む。）　届出確認書不交付通知書の交付
第 45 条（第 55 条第２項、第 61 条第２項、第 66 条第２項、第 72 条第２項において準用する場合を含む。）　店舗型性風俗特殊営業届出確認書（無店舗型性風俗特殊営業届出確認書、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書、店舗型電話異性紹介営業届出確認書、無店舗型電話異性紹介営業届出確認書）の再交付

３　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 18 年法律第 60 号）
第４条第３項　探偵業の届出又は変更の届出があったことを証する書面の交付

４　探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成 19 年内閣府令第 19 号）
第４条第２項　探偵業届出証明書の再交付

５　質屋営業法（昭和 25 年法律第 158 号）
第２条第１項　質屋営業の許可
第４条第１項　営業所の移転等の許可
第８条第４項　許可証の再交付
第 28 条第３項、第６項　相続人の承認又は不承認
第 28 条第５項、第６項　行為場所の特例の承認又は不承認

６　古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）
第３条　古物商又は古物市場主の許可
第５条第４項　許可証の再交付
第 23 条第１項、第２項　古物商又は古物市場主に対する指示

７　金属くず類回収業に関する条例（昭和 32 年山口県条例第 32 号）
第３条　回収業の許可
第７条第１項、第２項　許可証の再交付

８　銃砲刀剣類所持等取締法
第４条の３第１項（第７条の３第３項において準用する場合を含む。）　認知機能検査の実施
第４条の３第２項（第７条の３第３項において準用する場合を含む。）　指定する医師の受診命令及び当該医師の診断書の提出命令
第４条の４第２項　猟銃又は空気銃への番号又は記号の打刻命令
第４条の４第３項　許可に係るクロスボウであることの表示措置命令
第５条の３第３項（第５条の４第３項、第５条の５第３項、第９条の５第４項、第９条の 10 第３項、第９条の 14 第３項、第９条の 16 第２項において準用する場合を含む。）　猟銃等講習修了証明書（技能検定合格証明書、技能講習修了

証明書、教習資格認定証、練習資格認定証、年少射撃資格講習修了証明書、クロスボウ射撃資格認定証）の再交付
第５条の３の２第３項　クロスボウ講習修了証明書の亡失等の届出の受理及び書換え又は再交付
第５条の５第２項　技能講習修了証明書の交付
第７条第２項（第９条の 13 第３項において準用する場合を含む。）　許可証（年少射撃資格認定証）の再交付
第７条の３第２項　猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新
第８条第７項　銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
第８条の２第２項　拳銃部品の提出命令及び仮領置
第９条の８第３項　教習用備付け銃の提出命令及び仮領置
第９条の 12 第２項　練習用備付け銃の提出命令及び仮領置
第 10 条の６第１項　銃砲等及び実包等の保管状況についての報告の徴収
第 10 条の９　危害予防上必要な措置の指示
第 11 条第８項、第９項　銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
第 11 条の２第１項、第３項　拳銃部品の提出命令及び仮領置
第 11 条の２第２項　保管に係る拳銃部品の仮領置
第 12 条の３　報告の徴収又は指定する医師の受診命令
第 13 条の２　公務所等への照会
第 13 条の３第１項　銃砲等又は刀剣類の提出命令及び保管
第 13 条の３第３項　拳銃部品の提出命令及び保管
第 26 条第２項　銃砲等又は刀剣類の提出命令及び仮領置
第 27 条第１項　銃砲等又は刀剣類の提出命令

９　銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）
第 21 条第１項　技能講習の実施日時等の通知

10　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和 33 年総理府令第 16 号）
第５条第２項　人命救助等に従事する者届出済証明書の交付

11　火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）
第 17 条第１項、第 50 条の２　猟銃用火薬類等の譲渡等の許可
第 17 条第８項、第 50 条の２　猟銃用火薬類等の譲渡許可証等の再交付
第 19 条第１項　火薬類運搬証明書の交付
第 25 条第１項、第 50 条の２　猟銃用火薬類等の消費の許可
第 52 条第１項　知事からの意見照会に対する回答

12　道路交通法
第 45 条の２第２項　高齢運転者等標章の交付
第 45 条の２第３項　高齢運転者等標章の再交付
第 59 条第２項　牽引の許可
第 108 条の 34　監督行政庁又は使用者に対する通知

13　災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）

第 33 条第３項　緊急通行車両の標章及び証明書の交付

14　災害対策基本法施行規則（昭和 37 年総理府令第 52 号）

第６条の３第１項　標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付

第６条の４第１項　標章等の亡失等の申出の受理及び再交付

15　大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）

第 12 条第３項　緊急輸送車両の標章及び証明書の交付

16　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和 54 年総理府令第 38 号）

第６条の３第１項　標章等の記載事項の変更の届出の受理及び標章等の書換え交付

第６条の４第１項　標章等の亡失等の申出の受理及び再交付

17　山口県道路交通規則（昭和 47 年山口県公安委員会規則第３号）

第３条第２項　通行禁止除外指定車標章等の交付

第３条第５項　通行禁止除外指定車標章等の記載事項変更

第３条第６項　通行禁止除外指定車標章等の再交付

18　災害時等における規制除外車両の確認に関する内規（令和５年山口県公安委員会内規第６号）

第４条第３項　規制除外車両事前届出済証の交付

第５条　除外届出済証の再交付

第９条第２項　規制除外車両の標章及び証明書の交付